

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・グループ名】 管財課 ファシリティマネジメント推進室

行政活動の名称		四街道市公共施設等総合管理計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市公共施設等総合管理計画				
	公告日	28年1月27日(水) 公告第24号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 28年1月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 28年1月27日	<input type="checkbox"/> 回覧 (/ /)		
		<input type="checkbox"/> その他()				
実施	意見提出期間	28年1月27日(水) ~ 28年2月26日(金)		31日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1人 団体	2件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	2件	
		意見を反映した				0件
		意見を反映しなかった				2件
		その他(感想、案件以外の意見等)				0件
	公告日	28年3月4日(金) 公告第75号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 (/ /)		<input checked="" type="checkbox"/> HP 28年3月4日	<input type="checkbox"/> 回覧 (/ /)		
	<input type="checkbox"/> その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	
<p>本案件については、条例等に基づき市民参加手続が実施されたところであるが、意見提出手続における市民への意見の求め方、提出された市民意見への市の考え方の内容等については、条例第5条第2項の「市の機関は、市民に行政活動をわかりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって応答するものとする」という規定を踏まえるならば、市民参加推進の観点から改善の余地がある。</p>	